

件 名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主 管 課	人事課
根拠法令等	○職員の給与等に関する報告及び勧告（令和7年10月6日付け7人委第246号）

【改正の概要】

人事委員会勧告に基づき知事等及び職員の給与を改定するため、職員の給与に関する条例等の一部を次のとおり改正。

【令和7年度適用分 ※給料等はR7.4.1適用、期末・勤勉手当はR7.12.1適用】

- 職員の給与に関する条例、教育職員の給与に関する条例
 - ・給料表の引上げ（平均3.34%）
 - ・初任給調整手当額の引上げ
 - ・通勤手当額の引上げ
 - ・特地勤務手当に準ずる手当の支給対象者の追加
 - ・12月期期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分）
- 教育職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例
 - ・給料表の引上げ
 - ・12月期期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分）
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例
 - ・12月期期末手当の引上げ（0.05月分）
 - ・非常勤の職員の報酬の支給限度額の引上げ（1,000円増）
- 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
 - ・給料表の引上げ
 - ・12月期期末手当の引上げ（0.05月分）
- 会計年度任用職員の給与等に関する条例
 - ・12月期期末・勤勉手当の引上げ（0.05月分）

【令和8年度適用分】

- 職員の給与に関する条例
 - ・通勤手当の改定

（交通用具使用者の手当額の上限引上げ、駐車場利用に係る手当の新設）
 - ・期末・勤勉手当支給月数の改定
- 教育職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、会計年度任用職員の給与等に関する条例
 - ・期末・勤勉手当支給月数の改定
- 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例
 - ・期末手当支給月数の改定

施 行 日	公布日（ただし、令和8年度適用分は令和8年4月1日）
-------	----------------------------

【その他参考事項】